

今後の第七次千葉県障害者計画策定スケジュールについて

令和 2 年 1 1 月

県では現在、令和 3 年度から 3 年間を計画期間とする第七次障害者計画の策定作業を進めているところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、当初のスケジュールどおりには進んでいない状況にあります。

一方、県の障害者計画は、障害者基本法において策定が義務付けられているものであり、また、市町村の障害者計画の基本となる計画でもあります。そのため県としては、空白期間を生じさせることなく、令和 3 年 4 月を始期とする計画を策定する必要があると考えています。

つきましては、今後は以下のスケジュールにより計画を進めていきたいと考えています。

【今後の策定スケジュール案】

- 1 1 月中旬 **専門部会**【素案協議、書面または対面会議】
- 1 2 月中・下旬 **本部会**【素案協議、対面会議】
- 1 2 月下旬 施策推進協議会【素案協議・決定、対面会議】
- 1 月下旬 **本部会・専門部会委員**あて、修正案送付
- 1 月下旬～2 月下旬 パブリックコメント
- 3 月中旬 **本部会**【案協議、対面会議】
- 3 月下旬 施策推進協議会【案協議・決定、対面会議】
- 3 月下旬 知事決裁
- 4 月以降 公表、県議会へ報告